

もらえる。 あんしん。

旅館・ホテルの経営者及び従業員 のかたへのお得な情報です!

旅ホ連共済とは…
JTB旅ホ連会員施設で働く人のための傷害総合保険付き
福利厚生制度です。加入されたかたはこんな給付が受けられます。

お手軽プラン
(プランA)の場合

年額 3,600円

(損害保険料1,240円を含む)
業務中・通勤途上の死亡・後遺障害に
対して、1ヶ月あたり300円で
上限650万円の補償が
受けられます。

結婚予定なら
2万円
もらえます

ご出産予定なら
2万円
もらえます

古希祝金
3万円
もらえます

入院見舞金
3万円
もらえます

通院見舞金
2万円
もらえます

療養(休業)見舞金
3万円~10万円
もらえます

**お子様が小・中学校に
入学予定なら**
1万円
もらえます

加入者
同士なら
両方に給付

夫婦共に加入なら
両方に給付

お申込み・お問い合わせは

JTB旅ホ連共済事務局
JTB協定旅館ホテル連盟

電話:03-3834-7054 / FAX:03-3834-7060 水川・川崎・山田
〒113-0034 東京都文京区湯島3-37-4 JTB旅ホ連本部内
共済事務局メールアドレス:kyosai7054@jtb.gr.jp

取扱代理店 JTB旅連事業株式会社 東京都文京区湯島3-37-4 電話:03-3834-7051 受付時間:平日 AM9:30~PM5:30
引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社(幹事) ジェイアイ傷害火災保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社

2023年度 JTB旅ホ連共済 保険・給付内容

加入対象者 (加入できる年齢) 65歳未満/旅ホ連会員
・65歳未満で加入すると75歳まで継続加入できます。

プラン名	お手軽プラン (プランA)	充実プラン (プランB)
加入費(年額)	3,600円	8,400円
(1ヶ月あたり)	300円	700円
死亡(事故)	650万円 (業務中・通勤途上)	1,000万円 (24時間補償) + 上限1,000万円 (被害事故補償)
後遺障害(事故)	650万円 程度に応じて 4%~100% (業務中・通勤途上)	1,000万円 程度に応じて 4%~100% (24時間補償) + 上限1,000万円 (被害事故補償)
弔慰金	死傷病 10万円(本人弔慰金)	
	配偶者・子 3万円	
	父・母 1万円	
入院見舞金 (病気・ケガ)	入院期間(連続) 1~3日 5千円 4~6日 1.5万円 7日以上 3万円	入院期間(連続) 1~3日 1万円 4~6日 2.5万円 7日以上 5万円
通院見舞金 (業務中・通勤途上)	一律2万円 90日以内で10回以上	一律3万円 90日以内で10回以上
療養見舞金 (業務中・通勤途上)	4日~30日 3万円 31日~60日 6万円 61日以上 10万円	休務日数 4日以上 一律10万円
古希祝金	3万円	3万円
結婚祝金	2万円	2万円
出産祝金	2万円	2万円
入学祝金	1万円	1万円



お手軽プラン(プランA)は、業務中・通勤途上の事故に限り対象となります。
(充実プラン(プランB)は、業務中以外も含め24時間カバーします。)

※死亡(事故)、後遺障害(事故)は、損害保険会社の団体傷害総合保険適用となります。
(認定審査はすべて損害保険会社が行います)
※戦乱、地震、噴火、津波、核燃料物質等によるものなど、お支払いできない場合があります。
※被害事故補償は、他社の同様の保険に加入している場合、重複して支払われない場合があります。また加害者からの賠償金等は差し引かれます。

・複数の加入員が関係する場合、それぞれに給付。

・配偶者の両親は、同居している場合に限りです。
・複数の加入員が関係する場合、それぞれに給付。

・出産・検査に関連する入院は対象外です。
(但し、正常でない分娩で14日以上入院した場合は給付します)
・新規加入以前より発生した傷病による入院の場合など、お支払いできない場合があります。
・記載金額は、1日当たりの金額ではなく、入院1回に対する給付金額です。

・給付は、お手軽プラン(プランA)・充実プラン(プランB)とも業務中・通勤途上の負傷を原因とした場合に限りです。(地震・津波などの天災に起因する場合も給付対象です)
・お手軽プラン(プランA)の療養見舞金は、休務日数により給付額が異なります。

・満70歳時に給付

・加入者同士の結婚の場合、両方に給付

・夫婦共に加入の場合、両方に給付

・お子様の小・中学校入学対象
・夫婦共に加入の場合、両方に給付

JTB旅ホ連共済の損害保険は保険期間1年、団体割引30%、大口割引10%、優良割引30%(2023年度)、就業中のみの危険補償特約セット(お手軽プランのみ)、職種級別A級です。

ご注意 複数の保険・給付を併用受給できる場合と、できない場合があります。
・加入員の故意または重大な過失による場合、戦争その他の変乱による場合など、お支払いできない場合があります。
・当チラシは2023年4月1日以降有効です。

(2023年 1月作成)

※上記は、制度のあらましをご案内したもので、詳しい内容は規約の定めによります。詳細は JTB旅ホ連共済事務局まで お問い合わせください。 SJ22-12242(2022/12/16)